

鳥取県告示第758号

平成24年鳥取県告示第309号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成24年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
三朝町	変更前	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字福吉、大字加谷、大字木地山、大字笏賀、大字鉛山及び大字柿谷の各一部	平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで
	変更後	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字福吉、大字加谷、大字木地山、大字笏賀、大字鉛山、大字柿谷及び大字下畑の各一部	〃